

京都市個別避難計画作成推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市個別避難計画作成推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個別避難計画を作成する対象者)

第2条 要綱第3条第2号に規定する別に定める区域等に居住する者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に居住する者
- (2) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に居住する者のうち、木造の建物に居住する者
- (3) 洪水浸水想定区域0.5メートル以上3メートル未満の区域に居住する者のうち、1階に居住する者

第3条 要綱第13条に規定する既に作成した個別避難計画の内容について更新した場合とは、更新した内容が次の各号に掲げる事項の変更に及び、かつ市長が適当と認めるものとする。

- (1) 要綱第4条第8号に規定する緊急連絡先
- (2) 要綱第4条第9号に規定する避難時の配慮に関する情報
- (3) 要綱第4条第10号に規定する避難支援者の情報
- (4) 要綱第4条第11号に規定する避難場所及び避難経路の情報

附則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。